

証券コード 7426

(発送日) 2024年6月11日

(電子提供措置開始日) 2024年6月6日

株 主 各 位

宮城県石巻市潮見町2番地の3

株式会社 山 大

代表取締役社長 高橋 暢介

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7426/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「山大」又は「コード」に当社証券コード「7426」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午後2時
2. 場 所 宮城県石巻市千石町2番10号
石巻グランドホテル
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第66期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

事業報告

(2023年4月 1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に移行されたことなどもあり経済活動の正常化が進む中、長期化するウクライナ情勢、中東情勢の緊迫化等による資源価格の高騰等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

木材建材業界および住宅建築業界におきましては、木材の持続可能性や環境への配慮が高まり、木材を活用した建築が目されましたが、物価の高騰等により新設住宅着工戸数は軟調に推移しており、先行きに懸念が広がる状況で推移いたしました。当事業年度の全国の新設住宅着工戸数は80万戸（前期比7.0%減）、当社に関係が深い木造住宅の新設着工戸数につきましては45万戸（前期比4.6%減）となりました。

このような状況のもとで、改正木材利用促進法（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律）が2021年10月1日に施行され、対象が民間建築物や中高層建築物を含む「建築物一般」に拡大されたこと、更に地球上で唯一の循環資源である木材を生かして「持続可能な開発目標 SDGs」の実現に貢献していくことを宣言いたしました。私たちは、「木材の温もりと笑顔あふれる社会」を目指し、非住宅建築の木造化を推進し、地産地消の認証木材や合法木材（クリーンウッド法）使用による森林保護や高性能住宅により二酸化炭素の排出量を抑制し、地球温暖化防止へ貢献してまいります。

住宅資材事業では、プレカット受注を営業戦略の柱として、建材・住設・エクステリア等のトータル受注を目指してまいりました。また、製材工場ウッド・ミルのブランドであります国産人工乾燥杉製材品「宮城の伊達な杉」の更なる普及や、2019年1月に選出された「第7回富県宮城グランプリ」を糧に宮城県内産業の発展や地域経済の活性化に努力してまいりました。

建設事業では、宮城の伊達な杉を使用することで木の本来の性質であります優しい質感と香り、調湿効果に優れ、ある程度の太さがあれば火にも強く耐久性があり、「優しさ」と「強さ」を兼ね備えた「楽しい暮らし、優しい暮らし。」の「楽暮」等と、選ばれた自然素材を採用し心身の健康を配慮した設計ノウハウと健康素材で、構成される住まいの提案と住宅の

高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り年間に消費するエネルギー量が概ねゼロとなる、ZEH住宅等を拡販してまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高4,480百万円（前期比11.4%減）、営業損失147百万円（前期営業利益157百万円）、経常損失124百万円（前期経常利益181百万円）、当期純損失152百万円（前期当期純利益102百万円）となりました。

なお、セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。（各セグメントの売上高は、外部顧客に対するものであります。）

ア．住宅資材事業

大型木造物件と地域に根ざした営業展開を図るため地場工務店に対する営業活動に注力しましたが、物価の高騰等により新設住宅着工戸数は軟調に推移し、また、原油等の資源価格の高騰や仕入資材等の価格の高騰により工場の製造原価率が上昇したこと等により、売上高3,111百万円（前期比22.3%減）、営業利益96百万円（前期比75.5%減）となりました。

イ．建設事業

大型物件（非住宅）の売上高の増加等により、売上高1,319百万円（前期比30.6%増）、営業損失9百万円（前期営業損失20百万円）となりました。

ウ．賃貸事業

賃貸事業は、売上高49百万円（前期比23.6%増）、営業利益38百万円（前期比25.7%増）となりました。

②設備投資の状況

当事業年度において当社が実施した設備投資額は566百万円であり、その主な内容は、賃貸事業用不動産の取得等によるものであります。

③資金調達の状況

当事業年度中に、賃貸事業用不動産の取得資金として、金融機関より長期借入金260百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第63期 2020年度	第64期 2021年度	第65期 2022年度	第66期 2023年度 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	4,166,169	4,794,514	5,055,559	4,480,356
販売費及び一般管理費 (千円)	543,603	636,831	729,052	731,325
経常利益又は経常損失 (△)	△47,235	305,223	181,802	△124,665
当期純利益又は当期純 損 失 (△)	△202,438	296,344	102,975	△152,340
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△)	△182.22	266.76	92.70	△137.14
総 資 産 (千円)	6,059,689	6,244,293	6,375,605	6,059,315
純 資 産 (千円)	3,456,984	3,729,772	3,801,118	3,622,944

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

我が国経済は、グローバル化の進む中であらゆる面で世界各国との関係が深耕しております。中東情勢やウクライナ情勢の緊迫状態の長期化等による原燃料・原材料価格高騰の影響についても、各国とのサプライチェーンが密接につながっている事が証明されました。

そのような中で、新設住宅着工戸数の減少が予想され、それ以上に職人不足が深刻化する状況で職人不足に対して、革新技術とデジタル化に対応しながら、高性能木材加工機械フンデガーK2i1250・650をフルに活用する事でマーケットの要望に応じてまいります。また、山林の植林から採伐及び木造建築の建て方を志す若い職人を育成し、内製化することで雇用機会の創造にも貢献してまいります。

当社は、内部統制の強化やコンプライアンス体制の充実を図り、ウッド・ミル、プレカット工場製品の価格競争力と品質の確保、安定供給を目指し、継続的な事業収益と企業価値の向上を図り事業を通じて社会貢献に努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

セグメント		事業の内容
住宅資材事業	住宅資材及び建設資材の販売	木材・建材・住宅設備機器・合板等の卸・小売販売
	木材の加工	木材のコンピュータカット（大型物件等）加工・防腐加工・人工乾燥加工・製材等
	自山林の植林及び育成	主にスギ、ヒノキ等の植林、育成
建設事業	住宅建築・大型木造建築及び分譲住宅・不動産の販売・仲介	大型木造建築・木造注文住宅・建築物の設計・施工・監理及び分譲住宅、不動産の売買・仲介等
賃貸事業	不動産の賃貸等	不動産の賃貸等

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

大 山 株 式 有 限 公 司	本 社		宮城県石巻市潮見町2番地の3
	住 宅 資 材 事 業 部	本 店	宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1
		仙 台 支 店	宮城県仙台市宮城野区仙台北一丁目6番地の8
		流 通 セ ン タ ー	宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1
	建 設 事 業 部	ホ ー ム 本 店	宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1
		木 構 造 特 殊 建 築 室	宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1
	開 発 生 産 部	ウ ッ ド ・ ミ ル	宮城県石巻市潮見町14番地13
		プ レ カ ッ ト 工 場	宮城県石巻市潮見町2番地の3
		Y P 木 材 工 場	宮城県石巻市潮見町3番地2

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106(3)名	14名増(5名減)	41.5歳	11.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー等)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社七十七銀行	558,880千円
株式会社日本政策金融公庫	525,480
株式会社三井住友銀行	5,000
株式会社三菱UFJ銀行	5,000
株式会社みずほ銀行	5,000
株式会社岩手銀行	5,000
三井住友信託銀行株式会社	5,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | |
|----------------------------|------------|
| ①発行可能株式総数 | 4,200,000株 |
| ②発行済株式の総数 (自己株式76,529株を除く) | 1,110,839株 |
| ③株主数 | 802名 |
| ④大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社エステートヤマダイ	297,200株	26.75%
株式会社SBI証券	44,533	4.01
株式会社山友殖林	40,800	3.67
高 橋 恒	40,700	3.66
高 橋 武 一	35,480	3.19
株式会社七十七銀行	30,000	2.70
森 下 亮 太	25,000	2.25
橋 山 真 実	23,000	2.07
山 下 学	22,500	2.03
飯 田 祐 二 郎	21,000	1.89

- (注) 1. 当社は、自己株式を76,529株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 暢 介	有限会社エステートヤマダイン代表取締役
専 務 取 締 役	阿 部 竜 也	
取 締 役	宍 戸 広 光	社長補佐
取 締 役	阿 部 哲 也	開発生産部部长
取 締 役	高 橋 拓 宏	建設事業部部长
取 締 役	高 橋 猛	
常 勤 監 査 役	本 田 典 雄	
監 査 役	長谷川 隆 司	税理士
監 査 役	佐 藤 光 弘	税理士

- (注) 1. 取締役高橋猛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査役長谷川隆司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役及び監査役と責任限定契約は締結しておりません。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為等の事由に起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。
7. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
阿 部 竜 也	専務取締役	専務取締役管理 部統括	2024年4月1日
阿 部 哲 也	開発生産部部长	住宅資材事業部 部長兼開発生産 部部长	2024年4月1日

②当事業年度中に退任した取締役及び監査役

2023年6月28日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、取締役高橋茂之氏は任期満了により退任いたしました。

③取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ、当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38,804 (2,400)	38,804 (2,400)	—	—	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,343 (3,301)	9,343 (3,301)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	48,147 (5,701)	48,147 (5,701)	—	—	10 (3)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第35回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名です。

3. 監査役の報酬限度額は、2011年8月30日開催の第53回定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

4. 上記の報酬等の額には、2023年6月28日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に支給した報酬等が含まれております。

ロ、役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

- ・優秀な人材を確保できる報酬とします。
- ・企業業績と企業価値の向上を動機づける報酬とします。
- ・透明性、公正性、合理性の高い報酬体系とします。
- ・報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績等を踏まえて見直しをします。

2. 報酬体系及び報酬決定の手続

取締役の報酬は、取締役会で代表取締役社長に一任して、代表取締役社長が決定し、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行います。また、報酬の構成割合は、取締役会にて決定します。

取締役の報酬体系（社外取締役は固定報酬のみとする。）は、固定報酬と賞与から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されています。

賞与は、会社業績（前期、当期）及び個人業績に応じて、配分額と時期を取締役会で決定します。

監査役の報酬は、固定報酬のみとし、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議に基づき各人への配分を決定します。

3. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、各取締役の報酬額の決定を代表取締役社長に委任する決議を行っております。また、代表取締役は各取締役の担当職務、各期の業績、同業他社の動向および経営状況等を最も把握しております。このことから、優秀な人材を確保でき、企業価値の向上を動機づけ、合理性が高いという決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長高橋暢介に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

- ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2023年6月28日開催の第65回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して支払った役員退職慰労金は、400千円であります。

④社外役員等に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ロ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 高橋 猛	21回	100%	-回	-%
社外監査役 長谷川 隆 司	21回	100%	6回	100%
社外監査役 佐藤 光 弘	20回	95%	5回	83%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役高橋猛氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、社外監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

- ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役高橋猛氏は、取締役の職務の執行に対する助言等を行うことにより、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長は、コンプライアンスの精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。

また、管理部は、当社グループのコンプライアンスの取組みを統括し、内部監査部門は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を保存します。

③当社グループの損失の危険の管理、その他の体制

管理部部長が当社グループのリスクを総括的に管理します。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

- イ. 役付取締役・当社グループの社長等を構成員とする会議の設置
- ロ. 取締役・監査役を構成員とする経営会議の設置
- ハ. 取締役会による月次業績の検討と改善策の実施

⑤当会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ内企業から当社への報告および協議方法を整備し、グループ全体でリスク管理・業務の適正性を高めます。また、当社子会社に対しては、営業成績・財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けます。

⑥監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および実効性確保に関する事項

監査役は、内部監査部門等の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に従わなければならない、取締役の指揮命令を受けないものとします。

⑦取締役、使用人およびグループ会社の取締役等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告ならびに不利益取扱いの禁止に関する体制
取締役または使用人は、監査役求めに応じて職務執行に関する事項を、また当社グループに重要な影響を与える可能性がある事項が判明したときは、その事項を監査役会に報告します。この報告を行った者に対し、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席し、会計監査人等と連携をし、業務執行等を充分監視できる体制とします。また、監査役がその職務に関して、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに対応するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長は、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。また、内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存は適切に行われています。

③当社グループの損失の危険の管理、その他の体制
管理部部長が当社全体のリスクを適切に管理しています。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化が図られています。
イ. 役付取締役・当社グループの社長等を構成員とする会議の設置
ロ. 取締役・監査役を構成員とする経営会議の設置
ハ. 取締役会による月次業績の検討と改善策の実施

⑤当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当事業年度において該当する子会社はありません。

- ⑥監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は十分確保されています。

- ⑦取締役、使用人およびグループ会社の取締役等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告ならびに不利益取扱の禁止に関する体制
監査役会に対する取締役や使用人からの職務執行に関する報告及び重要な情報の報告は適切に行われています。

- ⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席して意見交換を実施しています。監査が実効的に行われることは十分に確保されています。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,832,965	流動負債	1,312,136
現金及び預金	1,092,722	支払手形	440,459
受取手形	91,041	買掛金	321,508
売掛金	438,669	工事未払金	18,315
完成工事未収入金等	245,182	短期借入金	195,000
商品及び製品	219,058	1年以内返済予定の長期借入金	155,120
仕掛品	188,251	リース債務	3,594
原材料及び貯蔵品	73,184	設備関係支払手形	10,600
販売用土地建物	412,297	未払金	115,227
未成工事支出金	20,541	未払費用	10,190
前払費用	8,784	契約負債	4,970
未収入金	36,596	前受金	5,153
その他	8,016	預り金	3,516
貸倒引当金	△1,381	賞与引当金	17,100
固定資産	3,226,350	完成工事補償引当金	4,760
有形固定資産	(3,151,497)	その他	6,617
建物	727,935	固定負債	1,124,234
構築物	45,161	長期借入金	759,240
機械及び装置	40,424	リース債務	11,655
車両運搬具	0	繰延税金負債	440
工具器具及び備品	9,647	再評価に係る繰延税金負債	107,062
土地	2,054,376	退職給付引当金	200,220
山林	232,079	預り敷金	45,615
リース資産	9,536	負債合計	2,436,370
建設仮勘定	32,337	(純資産の部)	
無形固定資産	(11,497)	株主資本	3,567,410
電話加入権	1,183	資本金	1,103,184
水道施設利用権	270	資本剰余金	97,927
ソフトウェア	10,043	資本準備金	97,927
投資その他の資産	(63,355)	利益剰余金	2,420,612
投資有価証券	19,540	利益準備金	43,345
出資	12,264	その他利益剰余金	2,377,266
長期貸付金	5,385	別途積立金	2,480,000
破産更生債権等	3,969	繰越利益剰余金	△102,733
差入保証金	26,576	自己株式	△54,312
その他	300	評価・換算差額等	55,534
貸倒引当金	△4,679	その他有価証券	9,139
資産合計	6,059,315	評価差額金	
		土地再評価差額金	46,394
		純資産合計	3,622,944
		負債及び純資産合計	6,059,315

(金額は千円未満を切り捨てております。)

損 益 計 算 書

(2023年4月 1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,480,356
売 上 原 価		3,896,700
売 上 総 利 益		583,655
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		731,325
営 業 損 失		△147,669
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,973	
仕 入 割 引	5,440	
受 取 助 成 金	7,302	
雑 収 入	15,130	29,848
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,661	
雑 損 失	182	6,844
経 常 損 失		△124,665
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,525	
そ の 他	400	1,925
税 引 前 当 期 純 損 失		△126,591
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,790	
法 人 税 等 調 整 額	22,958	25,749
当 期 純 損 失		△152,340

(金額は千円未満を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2023年4月 1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,103,184	97,927	97,927	40,013	2,400,000	166,264	2,606,277
当 期 変 動 額							
利益準備金の積立				3,332		△3,332	－
別途積立金の積立					80,000	△80,000	－
剰余金の配当						△33,325	△33,325
当期純損失						△152,340	△152,340
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	3,332	80,000	△268,997	△185,665
当 期 末 残 高	1,103,184	97,927	97,927	43,345	2,480,000	△102,733	2,420,612

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△54,312	3,753,075	1,648	46,394	48,042	3,801,118
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△33,325				△33,325
当期純損失		△152,340				△152,340
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			7,491		7,491	7,491
当 期 変 動 額 合 計	－	△185,665	7,491	－	7,491	△178,173
当 期 末 残 高	△54,312	3,567,410	9,139	46,394	55,534	3,622,944

(金額は千円未満を切り捨てております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・ 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品 移動平均法
- ・ 製品・原材料・仕掛品 総平均法
- ・ 販売用土地建物・未成工事支出金 個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
機械及び装置	8～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、取立不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③完成工事補償引当金 引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、過去2年間の実績を基礎として計上しております。
- ④退職給付引当金 従業員の退職給付（退職一時金）に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を退職給付に係る期末自己都合要支給額により算定し、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①住宅資材事業

当社は、木材・建材・製材品・住設機器等の販売並びに木材の加工・販売を主な事業としており、これらの商品又は製品については、商品又は製品を引渡した時点で、顧客が支配し履行義務を充足したと判断しております。販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間は2～3日間であり通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。代金は概ね2～3ヶ月以内に受領しており重要な金融要素は含んでおりません。

②建設事業

建設事業では、顧客との契約において受注した請負工事について、施工して引渡す義務を負っており、原則全ての工事について履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定については、当社から顧客に対する工事成果物の提供は、発生原価が履行義務の充足における工事の進捗度に寄与及び比例していることから、発生原価に基づくインプット法により行っております。また、工事請負契約において引渡し後所定の期間内に判明した目的物の種類、品質又は数量に関する契約内容不適合等に対して無償で修理等を行う保証義務（契約不適合責任）を有しております。当該保証義務は、工事物件が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに完成しているという保証を顧客に提出するものであるため、完成工事補償引当金として認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期

間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で 収益を認識しております。取引の対価は、主に、履行義務の充足の進捗に応じて契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	住宅資材事業	建設事業	賃貸事業	
素材	11,485	—	—	11,485
製材品	158,841	—	—	158,841
建材	724,267	—	—	724,267
住設機器	338,003	—	—	338,003
合板	201,806	—	—	201,806
加工品	1,676,641	—	—	1,676,641
完成工事高	—	1,318,315	—	1,318,315
土地販売収入	—	—	—	—
建売販売収入	—	—	—	—
仲介収入	—	1,647	—	1,647
顧客との契約から生じる収益	3,111,044	1,319,962	—	4,431,007
その他の収益	—	—	49,348	49,348
外部顧客への売上高	3,111,044	1,319,962	49,348	4,480,356

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産の残高等

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	145,382
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	245,182
契約資産（期首残高）	4,973
契約資産（期末残高）	—

契約資産は、工事請負契約について期末日時点で履行義務を充足しているものの未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えております。工事請負契約に対する対価は、顧客との工事請負契約に基づき請求し、受領していません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示していません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 表示方法の変更

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足する工事契約による完成工事高
1,136,732千円

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は、一定の期間にわたり履行義務を充足する場合は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 主要な仮定

工事契約に関しては、一定の期間にわたり充足される履行義務として充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を採用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積工事原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末時点における工事進捗度を計算する必要があります。それらを算出するには、見積りによる仮定を前提とする必要があります。工事原価総額は、工事案件ごとの実行予算に基づいて見積もっております。実行予算は、期末日時点で入手可能な情報に基づき、完成までに必要となる建設資材、人工及び外注費等の諸条件について仮定を設定し、工事案件ごとに計算しております。また、工事着手後も継続的に実行予算と実際発生原価の比較を行い、適時に実行予算の見直しを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

建設資材や労務単価等の価格変動、工事契約の改定等、事前予測が困難な事象が工事着手後に発生する場合には、その仮定に不確実性を与えることがあります。そのため、それら予測できない事象が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の内訳

完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。

完成工事未収入金	245,182千円
契約資産	—千円

(2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、3,603,554千円であります。

(3) 担保に供している資産

建物	498,141千円
土地	1,234,655
計	1,732,797

上記の物件は、短期借入金170,000千円及び長期借入金（1年以内返済予定額を含む）914,360千円の担保に供しております。

- (4) 国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	281,424千円
構築物	83,347
機械及び装置	758,954
車両運搬具	13,020
工具器具及び備品	5,700
土地	216,960
山林	5,635
計	1,365,041

- (5) 保証債務

該当事項はありません。

- (6) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号 平成13年3月31日改正）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額金については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めた方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法に基づいて算定しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価及び減損後の帳簿価額との差額	△225,718千円

- (7) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額	1,950,000千円
借入実行残高	195,000
差引額	<u>1,755,000</u>

7. 損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、個別注記表「3. 収益認識に関する注記」の「(1) 収益の分解」に記載しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,187,368株	一株	一株	1,187,368株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	76,529株	一株	一株	76,529株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	33,325	30.00	2023年3月31日	2023年6月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月27日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	27,770	25.00	2024年3月31日	2024年6月28日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価を把握しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 投資有価証券 その他有価証券	16,580	16,580	—
② 長期借入金 (1年以内返済予定含む)	(914,360)	(911,831)	(2,528)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「完成工事未収入金等」、「未収入金」、「支払手形」、「買掛金」、「工事未払金」、および「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は2,960千円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券	16,580	—	—	16,580

②時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	—	(911,831)	—	(911,831)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金 (1年以内返済予定含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

10. 賃貸不動産等に関する注記

当社では、宮城県において賃貸収益を得ることを目的として、賃貸用のマンションや貸家及び賃貸商業施設を有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は31,254千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額 (千円)			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
576,613	490,834	1,067,448	916,690

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用不動産の取得によるものであり、主な減少額は減価償却費の計上であります。
3. 当事業年度末の時価は、主として、「路線価による相続税評価額」等に基づいて自社で算定した金額であります。

11. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
賞与引当金	5,232
貸倒引当金	1,854
税額控除繰越額	2,214
退職給付引当金	61,267
有形固定資産	9,499
投資有価証券	2,491
税務上の繰越欠損金	38,134
その他	6,515
計	127,210
評価性引当額	△127,210
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△440
繰延税金負債合計	△440
繰延税金負債の純額	△440
再評価に係る繰延税金負債	△107,062

12. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,261円45銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△137円14銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

(退職給付関係)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	188,677千円
退職給付費用	25,776
退職給付の支払額	<u>△14,232</u>
退職給付引当金の期末残高	<u>200,220</u>

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	200,220
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>200,220</u>

退職給付引当金	200,220
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>200,220</u>

③簡便法で計算した退職給付費用

勤務費用	25,776
退職給付費用	<u>25,776</u>

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月28日

株式会社 山 大
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤 田 修 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山大の2023年4月1日から2024年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月29日

株式会社 山 大 監査役会

常 勤 監 査 役 本 田 典 雄 ⑩

社 外 監 査 役 長 谷 川 隆 司 ⑩

社 外 監 査 役 佐 藤 光 弘 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は27,770,975円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

第66期は誠に遺憾ながら、当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、その欠損補填及び株主の皆様への配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 増額する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	200,000,000円
---------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	200,000,000円
-------	--------------

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役佐藤光弘氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

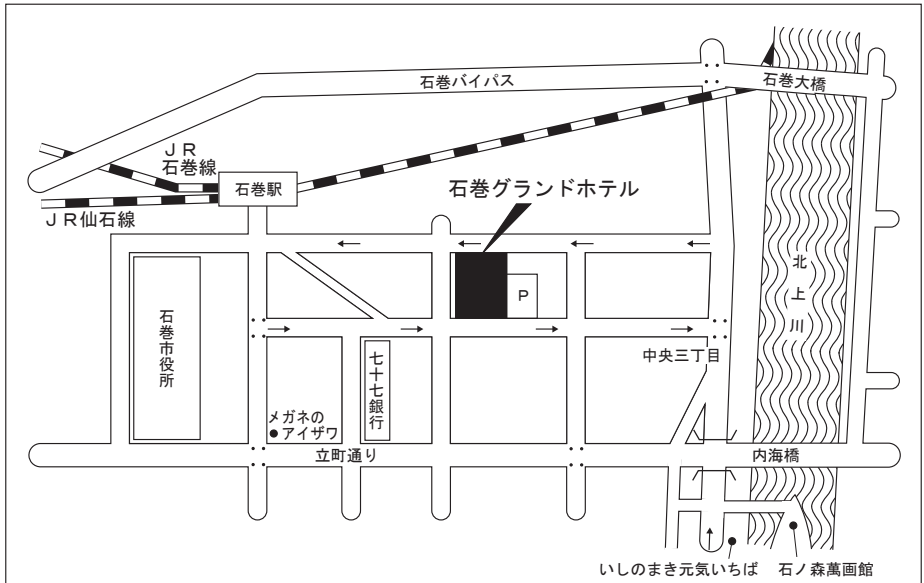
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
佐藤光弘 (1953年3月13日生)	2008年7月 古川税務署長 2009年7月 仙台国税局酒税課長 2011年7月 仙台国税局酒類監理官 2012年7月 仙台中税務署長 2013年8月 税理士開業 (現在に至る) 2016年6月 当社社外監査役 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤光弘氏は、社外監査役候補者であります。また、当社の監査役に就任後8年が経過しております。
3. 佐藤光弘氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由は、次のとおりであります。佐藤光弘氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております(但し、違法行為等の事由に起因する損害賠償請求等の場合を除く)。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場 〒986-0827 宮城県石巻市千石町2番10号
石巻グランドホテル

電 話 0225 (93) 8111

交通機関 JR石巻駅より徒歩5分